



地域包括ケア病棟を開設しました

～地域の皆さまにより幅広い医療を提供させていただきます～

2016年11月より急性期治療後の在宅復帰に向けた医療や支援を行うために、新しく地域包括ケア病棟(38床)を開設いたしました。

地域包括ケア病棟とは

急性期の治療が終了し、症状が安定しつつも、すぐに在宅や施設での療養に不安のある患者様が、最長60日を限度として、入院療養を継続することができる病棟です。専従の理学療法士や作業療法士また、専任の退院支援職員が従事しており、患者様一人ひとりの病態に応じた支援を提供させていただきます。

どのような場合に地域包括ケア病棟に入院となるのか

ご入院の対象となる患者様は、在宅や介護施設などに復帰予定で、入院治療により症状が回復・安定はしたが、もうしばらく社会復帰するまでに準備期間(リハビリなどさまざまなサポート)が必要であると主治医が判断した場合です。その際には事前に地域包括ケア病棟へ転棟が必要である旨を説明させていただきます。

入院費用について

地域包括ケア病棟では、急性期病棟と異なる入院基本料を算定します。基本的には急性期病棟よりも自己負担額は少なくなります。しかし、治療内容によっては急性期病棟より自己負担金額が増額となる場合もありますが、月の医療費の上限負担額は急性期病棟と変わりありません。

お問い合わせ先

費用に関するお問い合わせは《医事課》、その他のお問い合わせは《地域医療連携室》までお気軽にお問い合わせください。 電話(代表 0721-24-3100)

